

新居浜工業高等専門学校福利会館「尚友会館」使用細則

昭和 59 年 2 月 13 日規則第 4 号
最終改正 令和 8 年 2 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、新居浜工業高等専門学校福利会館「尚友会館」管理運営規則第 10 条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校福利会館「尚友会館」(以下「会館」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 ミーティングルーム、和室、オーディオルーム及びその他学生支援委員会が指定した室は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 学生会活動
- (2) 学生又は教職員の研修及び集会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、校長が適当と認めた場合

2 食堂及び談話室は、原則として共用の場として使用するものとする。

(使用時間及び休館日)

第 3 条 会館の使用時間及び休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、校長が特に必要と認める場合は、変更することがある。

(1) 使用時間

室名	時間
ミーティングルーム	8 時 30 分～18 時 30 分
和室	
オーディオルーム	
その他学生支援委員会が指定した室	
談話室	7 時 10 分～21 時 00 分
食堂	11 時 00 分～13 時 30 分
売店	8 時 00 分～17 時 00 分

(2) 休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始

(使用の手続き)

第 4 条 第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当し使用しようとする場合は、本校の学生又は教職員の責任者が、原則、休日を除く使用日の 5 日前までに、本校所定のウェブサイトから施設・設備使用許可願の手続きを行い、校長の許可を受けなければならない。また、食堂及び談話室を、第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号及び第 3 号に該当し使用する場合においても同様とする。

(使用の許可等)

第 5 条 使用の許可は、原則として申込受付順とする。ただし、特別の事情がある場合には、校長が順位を調整することがある。

2 使用する必要がなくなった場合又は使用内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を学生課学生・図書係（以下「学生・図書係」という。）に申し出なければならない。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 会館の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 許可時間及び場所を厳守すること。

- (3) 設備・備品等を，無断で所定の場所から移動させないこと。
- (4) 設備・備品等は充分注意し取り扱うこととし，使用中に破損，汚損又は亡失したときは，速やかに学生・図書係に届け出ること。
- (5) 騒音，喧騒等他の者に迷惑のかかる行為はしないこと。
- (6) 使用後は，清掃及び整理整頓するとともに，当該施設の戸締り及び消灯等を確実にを行うこと。
- (7) 備え付けられている電気器具以外の器具は，使用してはならない。ただし，特別の事情がある場合は，事前に学生・図書係に願い出て許可を受けて使用すること。

(鍵の管理等)

第7条 会館の鍵は，学生・図書係において管理する。

2 使用を許可された者は，使用前に学生・図書係において鍵を受領すること。また，使用後は，学生・図書係に前条第6号に規定する措置をとった旨の報告及び鍵の返却をしなければならない。ただし，勤務時間外にあっては，学生・図書係の指示により，守衛室において鍵の授受等を行うことができる。

附 則

この細則は，昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成17年7月29日から施行する。

附 則 (令和8年2月20日 一部改正)

この細則は，令和8年4月1日から施行する。